

『平成27年確定申告状況 納税額は増加傾向—国税庁』

国税庁はこのほど、27年分の確定申告の状況を取りまとめた。所得税及び復興特別所得税について、確定申告書を提出したのは2,152万人（前年比0.6%増）で、平成23年分からほぼ横ばいで推移している。納税人員は632万人（同3.3%増）で所得金額は39兆3,729億円（同6.1%増）、申告納税額は2兆9,701億円と、いずれも増加を見せた。譲渡所得について、土地等の譲渡所得の申告人員は48万9千人（同1.7%増）で、うち有所得人員は32万1千人（同6.6%増）。所得金額は4兆595億円（同12.2%増）と、平成21年以降増加傾向が続いている。

株式等の譲渡所得の所得金額は2兆7,405億円（同25.9%増）と、大幅に減少した前年から回復を見せた。

贈与税について、申告書を提出した53万9千人（同3.7%増）のうち納税人員は38万3千人（同4.6%増）であったが、贈与税率改正の影響を受け申告納税額は2,402億円（同14.3%減）に減少。暦年課税の申告人員は48万9千人（同4.1%増）で、有所得人員38万人のうち21万人が特例税率に係る贈与の適用を受けた結果、申告納税額は2,161億円（同16.4%減）となった。



『花押は押印の要件を満たさない 原判決破棄、差し戻す—最高裁』

いわゆる花押を書くことが民法968条1項の押印の要件を満たすか否かが争われている事案で最高裁第二小法廷は、印章による押印と同視できず、押印の要件を満たさないとし、満たすとした原審の判断を覆した。その上で、原判決中、被上告人の請求に関する部分を破棄、この部分につき本件を福岡高裁に差し戻した。死亡した父親が残した土地の相続をめぐる3人の子供が争っている。

父親は生前、遺言書を自書したが、氏名の下に花押を書いただけで、印章による押印はなかった。この土地について被上告人は、主位的に遺言書による遺言によって亡き父から遺贈を受けたと主張、予備的に亡き父との間で死因贈与契約を締結したと主張、他の2人に対し所有権に基づき所有権移転登記手続きを求めている。



原審は遺言を有効とし、被上告人は土地の遺贈を受けたとして被上告人の請求を認

容した。最高裁は、968条1項の趣旨は遺言者の同一性と真意を確保するとともに、重要な文書では作成者が署名した上、名の下に押印することによって文書の作成を完結させるという慣行ないし法意識に照らして文書の完成を担保することにあるとした判例を踏まえ、わが国では花押を書くことで文書を完成させるという慣行ないし法意識が存するとは認め難いとした。



出典元：日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます